# 令和元年度 第 4 回岐阜市上下水道事業経営審議会議事録 (概要)

日 時 令和元年8月5日(月) 午後2時00分~ 場 所 岐阜市役所本庁舎低層部4階 全員協議会室

## 審議・説明・報告事項

- (1) 前回審議会の指摘事項
- (2) これからの下水道事業
- (3)下水料金の改定について

#### 出席委員

木村 隆之 会長、江崎 洋子 委員、須田 眞 委員、富田 耕二 委員、松原 徳和 委員、武藤 豪 委員、近藤 隆郎 委員、纐纈 晴美 委員、河野 美佐子 委員、白木 由香 委員

# 欠席委員

石井 浩二 委員、服部 学 委員、山田 英治 委員、柴田 甫彦 委員、篠田 陽子 委員

### ~審議・説明・報告事項~

## (1)前回審議会の指摘事項

#### 会長)

ただ今の報告について、質問、意見等はあるか。

## A委員)

上下水道事業部として、今後もりん回収を継続する方針なのか。

#### 事務局)

現在の施設を長寿命化して使用できる限りは使用したい。これまでも、下水汚泥処理の 方法を時代に応じて模索してきたが、現在はりん回収という方法がベターだと考えている。 りん回収施設もいずれは寿命を迎えるため、それに合わせて、時代に合ったより良い処理 方法を検討していく。

#### A委員)

平成29年9月21日の毎日新聞によると、2016年度にはりん酸肥料を223トン販売し、 収入は527万円。処理灰は117トン販売し、収入は3万8千円だった。汚泥処理と再生利 用に係るコストと収入を比較すると、2012年度以降は毎年1億円以上の赤字が続いている。 今後仮に処理せず産廃として処分すれば年間約3,500万円で済むと試算がある。しかし、 改正下水道法に下水汚泥は再生利用が望ましいとの努力義務があることから、この方法は 採れない、と記載がある。

この記事によると努力義務があるので産廃として処分する方法が採れないが、もし努力 義務がなければこの方法を採りたいのだと読み取れる。努力義務なので、しなければなら ないというわけではない。下水料金のことを考えると、産廃処分という方法を採りたいと いうのが、前の上下水道事業部長の本音であると読み取れる。

対して、先ほどの回答だと、現有施設を取り壊してまで新しい方法を採るのは難しいので、なるべく長く使用したいとのことで、現在の方法が必ずしも最善だとは考えていないと読み取れる。何らかの投資をして違う方法を採れれば、下水料金に関してはその方が良いと考えていると読み取れるが、どう考えているのか。

# 事務局)

現有施設をメンテナンスしつつ、使用できる限りは使用していくのが良いと考えている。 技術革新も進んでおり、他都市の状況を見ていかないと、りん回収という方法が最善かど うかという判断はできない。

### A委員)

りん回収施設を備えたプラントがあるのは、全国的にいくつあるのか。

#### 事務局)

岐阜市と鳥取市の2つである。

## A委員)

下水道事業を行っている自治体の数は全国でどれだけか。

#### 事務局)

明確な数字については現在回答できない。

### A委員)

岐阜市と同規模で下水道事業を行っている自治体の数はどれだけか。

#### 事務局)

単独の処理場を持っている中核市と考えれば、把握できているのは39市である。

# A委員)

39分の2ということ。極めて少ないことが分かる。

#### 事務局)

資料 2 にあるとおり、水洗化人ロー人当たりの年間下水汚泥処理費用の中核市平均は、3,646 円である。岐阜市の現状の費用である 2,951 円よりも、平均の方が高い。

#### A委員)

色々な計算の仕方があるので一概に比較はできない。りん回収をしているから安く済んでいるとは言えない。

#### 事務局)

りん回収はあくまで一つの方法である。岐阜市は早い段階でりん回収という方法を採ったが、後発の自治体ではさらに技術革新が進んだ状況で、その時点で最適な方法を採っている。岐阜市も、いずれは最適な処理方法を考えていく必要がある。

### 事務局)

補足として、岐阜市は焼却灰からりんを回収しており、その方法を採っているのは2市のみだが、灰にする前の段階でりんを抽出している下水道事業者は、島根県、福岡市、大阪市、神戸市等、いくつかある。

また、他都市に照会した結果、再生利用の部分だけ取り出して黒字となっている事業体は1市もない。一定の費用をかけて再生利用を行っている状況である。

### A委員)

黒字が出ていないから良くないと言っているわけではない。岐阜市と同じ方法を採っている事業体が極めて少ないということは分かった。

#### 会長)

事務局から報告があったとおり、りん回収を含めた岐阜市の方法は、下水汚泥処理費用 全体としては、他の方法に比べて特別に高いというわけではないということは理解した。 設備が動いている以上、今すぐりん回収を中止するのは、得な判断ではないと考える。り ん回収施設の改築が必要になったときが判断のしどころであると思う。

りん回収をずっと継続していくというわけではなく、施設の改築を一つの目途にして、 再生利用の方法を検討していくという方針については、私としては理解したいと考える。

> ~審議・説明・報告事項~ (2) これからの下水道事業

### 会長)

下水道事業の財政状況を振り返ると、収益的収支においては黒字で推移しているのに対して、資本的収支においては、不足額が拡大傾向にある。その背景は、平成 15 年頃までに下水道拡張のために企業債を発行して多くの投資を行ったため、その償還金が増大しているということであった。その背景を考慮すると、今後は効率的な投資、事業の効率化が求められるため、そういった点を意識しつつ、これからの下水道事業について説明をお願いしたい。

#### 事務局)

第3回の審議会資料53ページにおいて、投資の平準化について説明している。左側の棒グラフが示す通り、岐阜市では過去に投資が突出して多い時期があった。拡張の時期においては集中的な投資を行うという方向性であったが、今後は適切な維持管理及び長寿命化によって、右側の棒グラフが示すように平準化を行い、同程度の投資を続けることで、償還金の負担が大きくなりすぎないようにするのが望ましいと考えている。現在は、このような視点で投資計画を立てている。

### 事務局)

補足として、本日配布した広報紙「水のこえ」第45号5ページでは、次世代に向け、かけがえのない財産を次の世代に引き継いでいくための取組を紹介している。まず、日々の点検や修繕について、今後さらに力を入れ、施設設備の長寿命化に取り組んでいく。また、効率的な対策として、2,000km以上ある下水道管等多くの施設設備を適切に管理していくには、優先順位付けを行い、長寿命化に取り組みながら更新をしていく必要がある。

さらに、第3回資料1の48ページのとおり、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策に取り組んでいくが、それ以外の大きな柱として、持続可能な下水道システムの再構築も必要だと認識しており、下水道事業計画そのものを見直していかなければならないと考えている。これまで岐阜市の中心部から周辺部、郊外部へと拡張を進めてきたが、今後整備が計画されている地域については採算性、経済性に課題があると考えているため、浄化槽で汚水処理を行うことを視野に入れ、計画を見直す必要があると考えている。

加えて、施設設備のスリム化、省エネ化については、人口減少を踏まえ、最適な規模での改築や更新を行うことを考えている。北部プラントの改築に取り組むに当たっても、川の対岸に位置する北西部プラントとネットワーク化し、最適な規模での整備を進めていきたいと考えている。

#### 会長)

今後の財政計画を考えるに当たって、建設改良費は重要な課題であると認識している。

また先ほど議論したりん回収施設についても、効率的な投資、事業のスリム化の一環としてとらえ、経営を圧迫するようなことがあれば見直しの議論をする必要がある。

### A委員)

前回の下水料金のあり方審議の答申には、りん回収について「岐阜市全体の政策として、 その財源負担のあり方について、今後、十分に全市的な検討を重ねていくべきである」と 記載があるが、この答申を受けて、上下水道事業部として一般会計からの繰入れについて 財政当局と折衝したという経緯はあるのか。

## 事務局)

後ほど財政計画の中で説明させていただく。

# 会長)

では前回の審議会で説明された施設整備計画についてはひとまず了解とすることを確認した上で、財政計画に関する審議に移る。

# ~事務局より説明~

### 会長)

ただ今の報告について、質問、意見等はあるか。

### A委員)

資料1の23ページに公害防止対策事業債として起債した金額の50%を繰り入れるとの記載があるが、50%とは何に基づくものなのか。

# 事務局)

国の普通交付税の算入の際に定められているもの。

### A委員)

この見直しは来年度から行うということか。この金額が上下水道事業の会計に繰り入れられるということか。

#### 事務局)

来年度から、今までの繰入れのルールを見直すもの。繰入全体でみると、年平均約 0.2 億円の増加となる。

国は、基準外繰入れを廃止していく方向性ではあるものの、ある程度は基準外繰入れを

設け、一般会計に負担をしてもらう形をとるという協議を財政当局と行った。これが、先ほどの、前回の答申の繰入れに関する記載についてどのように対応したかとの質問に対する回答である。

## A委員)

4年前の答申に対する回答が今回の審議会で示されたが、本来は、答申を受けた段階で直 ちに課題の解決に着手すべきだったのではないか。料金のあり方審議を行う今回の審議会 で回答がされるというのは、時間をかけすぎなのではないか。

4年前の段階で課題の解決に着手し、毎年改善の道を歩んできた上で、なお経営上必要があるので料金を改定したいと説明するのが、市民にとって聞きやすい流れなのではないか。

### 事務局)

前回の審議会においても、当時の繰入れのルールに基づいた財政計画に了承をいただいて料金改定をしている。前回答申の繰入れに関する記載事項については、財政当局と協議し、繰入金のルールについて見直した上で基準外繰入れを維持していくと結論付けた。

# A委員)

結果として、4年間変わっていない。4年経って今回の審議会で初めて答申に対する回答を目にした。

一貫性の問題について、ディスポーザー利用料金に関して審議した際のことを例として話をさせていただく。当時の審議会では、事務局の提案したディスポーザー料金よりも高くすべき、という結論となった。これは、ディスポーザーの利用によって管が詰まることが予想されるが、詰まりへの対応費用を、ディスポーザーを利用していない人が負担することになってはならないとの考えからである。このように、利用者全体のことを考えなければならないという前提は、審議会の考え方として一貫している。

対して上下水道事業部は、りん回収の問題を含めて、説明の一貫性という点において疑問がある。前回答申における繰入れに関する記載は、市民全体に関わる環境対策である下水汚泥の再生利用について、下水道を利用している人のみが負担していくのはおかしいのではないか、という審議会の一貫性ある考えのもとでなされたもの。その重みを理解し、答申で示された課題の解決にすぐに着手し、今年の審議会に至る前に説明があってしかるべきである。

#### 会長)

繰入金の見直しについて、今までの審議会で全く報告がなかったわけではなく、見直し について努力をしてきた経過報告は受けている。結果的に見直しは難しかったが、今回の 繰入金のルール変更という結論になったことについて、一定の評価はしたい。

### 会長)

繰入金のルールは、どのような性格のものなのか。財政当局との折衝によって決まるのか。 議会の関与はあるのか。

### 事務局)

基準内繰入金については国の通知に基づいている。基準外繰出金については、それぞれの市町村が、下水道を拡張する時期であれば一般会計においても多く負担をする等その時の状況に応じ、財政当局との折衝によって決めている。

議会に予算を認めてもらっているので、大きく言えば議会の関与はあるが、事務的には 財政当局と上下水道事業部との折衝の中で、その時の状況に応じた対応をしてきた。

また、本市では、当時の審議会に報告し、了解を得てルールを運用してきた。

### A委員)

前回の答申の 7 ページに「有効な資源活用を行うという観点からみれば、岐阜市全体の環境保全に寄与しているともいえることから、下水道事業に留まらず、岐阜市全体の政策として、その財政負担のあり方について、今後、十分に全市的な検討を重ねていくべきである」と記載がある。審議会の意見を聞いて繰入れのパーセンテージを決めているというのであれば、審議会の答申に従い、直ちに見直すべきであった。審議会を軽視しており、真摯な対応ではない。今の状況では、答申において何か指摘をしても、次の料金のあり方審議まで回答が出ない、ということになってしまう。

### 会長)

答申は市長に対して行うため、市長が答申に従い努力をしていくべきもの。

# A委員)

市長が軽視しているということ。

### 会長)

上下水道事業部の前回答申への対応は、不十分であったかもしれないが、ゼロではない。

# 事務局)

前回の料金改定は、当時の財政計画に了承をいただき実施している。前回の答申以来財政当局との協議を重ね、今回の料金改定に当たって、見直しの結果をご報告させていただいている。

# A委員)

公営企業管理者は、首長と同等である。水道事業及び下水道事業管理者である上下水道 事業部長は、4年前の時点で、市長に対し文書で財政措置について要望をすべきであった。 そういった要望を毎年行ったという経緯を残した上で、市長から前進的な回答はもらえな かったものの企業としては努力をしてきた、ということを報告すべき。今回の報告だけで は、4年間努力をしてきたのかどうかが分からない。努力の跡を残すべきであるということ を今後の課題として指摘しておく。

#### 会長)

重要な指摘であると思う。今後の答申に当たっては、答申のその後についても考慮して いく必要があるということである。

# 会長)

補てん財源の不足が生じるとの見込みが説明されたが、その計算について再度説明を求める。資料1の12ページで現在補てん財源の内訳が示されているが、今後10年間についても内訳の計算を示すことはできないか。10年後の補てん財源の不足見込額は深刻で、一般の企業であれば倒産となる水準であることは分かるが、どのような計算でそのような見込みになるのかを示した方が、各委員がより納得できるのではないか。次回の審議会での資料提示をお願いする。

#### 事務局)

資料 1 の 12 ページでは、平成 30 年度の補てん財源の内訳を示している。同様に、令和元年度以降の内訳を数字で示すことは可能である。

~所用により武藤委員退出~

~審議・説明・報告事項~ (3)下水料金の改定について

~質疑無し~